

「障害者自立支援法」が施行

平成18年4月から

「障害者自立支援法」は、障がいを持つ方が地域で安心して生活を送れるよう、必要な福祉サービスの支援を行い、福祉の増進を図ります。

「障害者自立支援法」のポイント

- ① 障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず共通のサービスが受けられます。
- ② 市町村が責任を持ってサービスを提供します。
- ③ 利用者本位のサービス体系を再編します。
- ④ 働く意欲のある方などを支援します。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化・明確化します。

新しいサービスの仕組み

▼**自立支援医療**…障害の種類ごとに異なっていた公費負担医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の仕組みが統一されました。利用者は原則1割負担となります。

▼**障害福祉サービス**…障がい程度が一定以上の方に生活上または

療養上の必要な支援（施設入所・通所、居宅サービス、デイサービスなど）を行います。利用者は原則1割負担となり、入所施設での食費・光熱水費は原則、実費自己負担となります。

▼**地域生活支援事業**…障がいを持つ方を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業（相談支援、日常生活用具の給付など）を行います。

▼**補装具費の支給**（10月から）…補装具は、これまでの現物給付から、購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担することとなります。ただし、所得に応じて軽減措置が受けられます。

※現在、福祉サービスの提供を受けている方には、新しいサービス内容へ移行するための手続き等をお願ひしています。

問合せ

詳細については、福祉部社会福祉課障がい福祉係（☎282局1711 内線1136）へお問い合わせください。

救急車の正しい利用についてお願い

救急車は、命にかかわるような重い病気やケガの方を、一刻も早く医療機関へ搬送するための緊急車両です。村には救急車を3台（1台は予備として運用）配備していますが、年々、救急の出場件数が増加している状況です。

昨年は、救急車で搬送された方のうち、入院する必要のない軽症者を搬送した割合が**全体の約5割**を占めています。

限られた救急車を運用する中で、自分で医療機関へ行ける程度の病気やケガにもかかわらず救急車を利用すると、**1分1秒を争う重症や危篤状態の方の搬送に支障を来すおそれ**があります。みなさんの助け合いの精神で、正しい救急車の利用を心掛けましょう。

◎ **問合せ** 消防本部（☎282-2038）

病気・ケガ

落ち着いて判断

症状が重いつき

- ・意識がない
- ・呼吸がない
- ・顔色が青く、冷や汗をかいている
- ・激しい胸痛や頭痛など
- ・骨折して歩けない
- ・けいれんが5分以上続いている
- …など

症状が軽いつき

- ・風邪をひいた
- ・微熱がある
- ・腰が痛む
- ・寒気がする
- ・手や指を切った
- …など

- かかりつけの病院、または救急医療情報コントロールシステム（☎241-4199）
- 健康相談については、東海村健康相談 24（☎0120-3389-56）

119番